

## 奈良県告示第五百五号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第十八条第一項の規定により、大和都市計画公園を次のとおり変更した。

その関係書類は、奈良県土木部まちづくり推進局公園緑地課及び橿原市地域活性化推進室千塚周辺整備課において縦覧に供する。

平成二十四年三月十三日

奈良県知事 荒井正吾

一 変更に係る都市計画の種類及び名称

大和都市計画公園五・五・一三号新沢千塚古墳群公園

二 変更に係る都市計画を定める土地の区域

橿原市川西町、北越智町及び鳥屋町地内